

はしがき

1. この資料集は、人事委員会が令和7年4月1日現在で実施した「東京都職員給与等実態調査」のうち、任用の部分をまとめたものである。
2. この資料集は、東京都の職員構成を示すことにより、任用制度の研究・検討に資するものである。
3. 注意事項
 - ① 調査対象…………一般職に属する職員（過去との比較のため公営企業管理者を含む。）。ただし、次に掲げる職員については、参考集計表VIについてのみ。
○教育職員 ○警察官及び消防吏員
 - ② 職層…………理事・参事・副参事・主事（統括課長代理・課長代理・主任等・1級職・技能系等）の8段階に区分し、理事・参事・副参事を管理職としている。なお、技能系等は、統括技能長・技能長・担任技能長・技能主任等・技能主事等の5段階に区分している。
 - ③ 職種…………原則として採用・昇任試験（選考）の区分による。
 - ④ 年齢…………令和7年4月1日現在の満年齢である。
 - ⑤ 在職年数…………正規の職員として採用された年月をもとに計算した年数である。
ただし、「4. 統括課長代理・課長代理・主任等・1級職職員 年齢別・在職年数別人員表」における在職年数は、それぞれの職級における在職年数である。
 - ⑥ 性別…………女性の数は、各欄の上段にそれぞれ内数で表示している。
 - ⑦ 行政委員会…………行政委員会とは、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、漁業調整委員会事務局をいう。
なお、収用委員会事務局、労働委員会事務局は、知事部局に含めている。
 - ⑧ 系別…………系別は、行政系、技能系に区分し、さらには行政系は、事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系とし、技能系は、技能系、業務系、運輸系としている。
 - ⑨ 教育職員…………教育職給料表の適用者をいう。
 - ⑩ 再任用職員…………参考集計表VII、VIII（職層別集計、職種別集計）の集計とした。
 - ⑪ 任期付研究員・任期付職員…………参考集計表IX、X（年齢別・職層別集計、職種別集計）の集計とした。
 - ⑫ その他の…………百分率（%）で表した割合は、小数点以下2桁目を四捨五入しているため、その合計が必ずしも100%にはならない。